

## 西宮市立留守家庭児童育成センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 対象施設

- 西宮市立春風留守家庭児童育成センター（西宮市上甲子園3丁目8番39号）
- 西宮市立小松留守家庭児童育成センター（西宮市小松東町1丁目3番59号）
- 西宮市立北夙川留守家庭児童育成センター（西宮市石芻町11番21号）
- 西宮市立樋ノ口留守家庭児童育成センター（西宮市樋ノ口町2丁目3番32号）
- 西宮市立北六甲台留守家庭児童育成センター（西宮市北六甲台5丁目4番1号）

### 2 指定管理者として指定した団体

- 団体名 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
- 代表者 理事長 北川 悦久
- 所在地 西宮市染殿町8番17号

### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業を行うこと
- (2) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例（以下「条例」という。）第6条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 条例第7条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと
- (4) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと
- (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

### 4 指定期間

平成31年4月1日から平成37年3月31日まで